

六花法律事務所 顧問契約プラン

プラン名	応援プラン	簡易プラン	標準プラン
費用（月額・税込）	¥11,000	¥33,000	¥55,000
顧問契約における考え方（時間制）	月1時間の相談・作業日当が目安になります。	月3時間の相談・作業日当が目安になります。	月5時間の相談・作業日当が目安になります。
対象（このような方におすすめ）	<ul style="list-style-type: none"> ・費用を抑えたいが、いざという時に相談できる弁護士がほしい。 ・今の顧問弁護士とは別にセカンドオピニオンとして利用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の要所で法的チェックを受けたい。 ・業務上の重要書面についても法的チェックを受けたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務や業務上の書面について幅広く法的チェックを受けたい。 ・取引先との急な交渉等の際に立ち会ってほしい。
無料相談	○	○	○
電話相談	○	○	○
FAX・メールでの相談	○	○	○
役員・従業員の方の相談	○	○	○
役員・従業員のご家族の相談	—	○	○
相談予約の優先対応	○	○	○
顧問先事業者での出張相談（※1）	—	—	○
作成された各種書面（契約書、内容証明郵便等）の法的チェック（※2）	○	○	○
各種書面（契約書、内容証明郵便等）の作成（※2）	—	○	○
各種ツール（HP等）への顧問弁護士の表記	—	○	○
個別事件の弁護士費用割引（※3）	—	10%程度割引	20%程度割引
契約期間	1年契約（顧問契約期間は1年でも2年でも結構です。六花法律事務所では通常1年契約とし、双方異議のないときは前年と同内容にて毎年自動更新とします。）		

締結した顧問契約プランの時間内での対応となります。

顧問先との利益相反がある場合等、相談を受けられないケースがあります。

※1 出張先により、日当や交通費等実費が別途発生することがあります。

※2 締結した顧問契約プランの時間制では時間不足が見込まれ、対応困難と考えられる書面等のチェック・作成については追加費用が発生する場合がございます。その場合、事前にご相談させていただきます。

※3 事件の難易度、事務処理の分量、事件処理に要する時間等を考慮した上で具体的な割引率を決定いたします。